（登録簿）

第二十条の三　法第十九条の八第一項の対外旅客定期航路事業者登録簿（以下「対外旅客定期航路事業者登録簿」という。）は、第六号様式によるものとする。

２　国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者登録簿を国土交通省の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（聴聞決定予定日の通知）

第二十条の四　法第十九条の九第一項第五号の規定による通知をするときは、法第二十五条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（事業の変更の届出）

第二十条の五　第二十条第一項各号（第六号を除く。）の対外旅客定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した対外旅客定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（第二十条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）及びその実施の年月日

三　運航回数を一時的に変更した場合には、その実施の期間

四　変更を必要とした理由

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十条の六　法第十九条の十一の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所に見やすいように掲示するとともに、対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする者を除く。以下この条において同じ。）のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、対外旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　対外旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　対外旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

２　対外旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（承継）

第二十条の七　法第十九条の十二第一項の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した対外旅客定期航路事業承継申請書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　対外旅客定期航路事業の譲渡及び譲受（以下この条において「譲渡譲受」という。）　次に掲げる事項

イ　譲渡人及び譲受人の住所及び氏名

ロ　密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ハ　譲渡譲受をした対外旅客定期航路事業及び譲渡譲受価格

ニ　譲渡譲受の年月日

ホ　譲渡譲受を必要とした理由

（新設）

（新設）

（新設）